

エビス スーパー耐久レース 2025

メッセージ

エビススーパー耐久レースには、本来ならばそこでレースを終えてしまうような状況になったとしても、再びレースに参加できるチャンスを与える「救済処置」や、時間や台数に制限のない「Tカー規定」があります。レースであるからには順位を競う事はもちろんですが、そもそもこのレースは「サーキットを楽しんで頂く」「たくさん走って頂く」そして「モータースポーツの楽しさを知って頂く」ところから始まっています。よって全ての規則、参加資格、車両規則、競技規則も緩やかにできています。

モータースポーツに危険は付きものですが、オフィシャル、サーキット職員は、「安全」「公平」「秩序の維持」を目標に「最大の努力」と「最善を尽くす気持ち」で取り組んでおります。ただ参加するだけでも高額な費用がかかるモータースポーツですから、エントリー料をぎりぎりまで抑え、その中での競技運営となっており、オフィシャル不足等で目の行き届かないところもあるかと思えます。

パドックやピットエリアにおいても、ご不自由をおかけすると思います。参加車両がピット数を超えた時には、参加者全員の「譲り合う、優しい気持ち」が必要です。

レース中、コースの中には速いドライバーと遅いドライバー、速い車と遅い車が入り乱れています。ベテランドライバーは、「どけどけ」と蹴散らす気持ちで走らず、「君はそのまま走っていなさい、僕が上手く抜いて行くから」と「後輩に指導するような、優しい気持ち」でお願いします。もし、走行やマナーに注意する必要があったらピットに戻ってから、怒るのではなく教えてあげてください。

ライバル同士「感謝と有り難う」の気持ちを持って接して頂ければ、きっと全ての方が楽しい一日を過ごせるものと信じています。

エントラント及びドライバーの皆さまには、これらの趣旨をご理解の上、ご協力頂ければ幸いです。

レースディレクター

特別規則書

大会名称：エビススーパー耐久レース 2025

主催者：エビスサーキット

〒 964-0088 福島県二本松市沢松倉 1 番地

TEL 0243-24-2972

開催場所：エビスサーキット東コース (2,061m) 開催日・レース時間：

	開催日	耐久時間	申込期間
第 1 戦	7 月 5 日 (土)	6 時間	6/5 (水) ~ 6/19 (木)
第 2 戦	10 月 25 日 (土)	12 時間	9/25 (水) ~ 10/9 (木)

参加料金：第 1 戦...50,000 円 + ドライバー登録料(2,000 円 × 人数)

第 2 戦...70,000 円 + ドライバー登録料(2,000 円 × 人数)

競技方式：フリー走行・予選・決勝レース

※フリー走行及び予選の時間帯は大会ごとにタイムスケジュールで発表します。

クラス：N クラス (ナンバー付) B クラス (ナンバー無しクラス)

募集台数：最大 30 台。ただし、参加台数が N・B クラス合わせて 5 台未満の場合は中止とする。

また、各クラスの参加台数が 2 台以上でクラスの成立とする。

賞典：賞典の数は各クラスの参加台数に応じて以下の表のとおりとする。

参加台数	2～3 台	4～6 台	7～9 台	10～12 台	13～14 台	15 台以上
賞典対象	1 位まで	2 位まで	3 位まで	4 位まで	5 位まで	6 位まで

参加車両：N クラス...一般市販車両で陸運局公認車検に合格しており、本大会車両規定に合格した車両 (ナンバー付きノーマルエンジン車両)

B クラス...一般市販車両及びそれをベースとした改造車で本大会車両規定に合格した車両 (ナンバー無し車両)

参加資格：当該車両の運転免許を所持しており心身共に健康で本大会の規則を理解し、遵守できる者に限ります。

申込方法：現金書留...申込用紙と改造申告書に必要事項を記入、参加料と一緒に現金書留で郵送すること。(氏名のわき、誓約書には忘れずに署名と捺印をすること。)

WEB エントリー...所定のエントリーフォームに必要事項を入力する。支払い方法はクレジット決済またはコンビニ決済。

チーム編成：1. チーム員は、ドライバー2名以上8名以下、ピットクルーは8名までとする。

2. ドライバーは、メカニックを兼務することができる。
3. ドライバーは、複数のチームに登録することができる。その場合、それぞれのチーム員/ドライバー数に数えられる。
4. ドライバーは、次の条件をもとにレーススタート後、他のチームに移籍して参加することができる。
 - 1)参加申込でドライバー登録したチームが、正式にリタイヤしていること。
 - 2)移籍するチーム代表より嘆願書が提出され、レースディレクター、競技長または主催者が認めた場合。
5. ドライバーの追加・変更はレース開催日5日前までとし、以降は受け付けられない。

大会規定：本規則に精通し従うこと。

1. 競技に参加する個人及びチームはいかなる理由で起こった事態であっても、本規則に基づいて開催される競技会中の事故、及び損害について主催者、大会役員並びに関係者に対して責任を追求したり損害賠償を決して求めたりしないこと。

※参加する個人またはチーム代表者（責任者）は、全てのチーム関係者（ドライバー、ピットクルー、ゲスト等）に対し責任を有し、本規則に違反行為があった場合は競技結果に対し罰則が科せられることを承知し、チーム関係者に対して本規則の遵守、サーキットでの注意事項とモラル等を教育・周知した上で参加すること。

2. 参加者は、自己の安全はもちろんのこと他者の安全のためにも、部品の変更、取り付け、改造等には十分な知識と技術をもってこれにあたらなければならない。特にBクラスにおいては改造者自身の責任の基に、これらの改造が最高の技術をもって行われ、十分にテストされ、そして安全が何よりも優先する様に心掛けてください。

尚、車両検査時には熟知した技術委員によって検査され、走行上危険と判断された車両はレースから除外される場合があることをご了承下さい。

第 1 章 一 般 規 定

第 1 条 参加受付

1. 大会当日はタイムスケジュールに示された時間内に必ず参加受付を行うこと。
受付の際にゼッケン、プログラム及び計測器を配付します。
2. 受付の際ドライバー登録をされたドライバー本人確認を致しますので運転免許証もしくは身分証明書をドライバー全員分ご持参下さい。

第 2 条 ゼッケン

1. ゼッケンは参加申し込み順に事務局が決定し各参加者に通知される。当日、受付にて配付されたゼッケンは、車両の両ドアに必ず貼り付けること。
2. ゼッケンが車体に記載済みの場合、事前に申し出ること。

第 3 条 服装及び装備

参加者はレースをするにふさわしい服装でなければならない。

1. ヘルメットは、ジェット型またはフルフェイス型で、無傷のものを着用すること（スネル規格合格品が望ましい）。※フルフェイス型を強く推奨する。
オープンカーにて走行の場合はフルフェイス型の装着を義務付ける。
2. 指先まであるタイプのレーシンググローブの着用
3. できるだけ肌の露出しない長袖、長ズボンの着用
（ノーメックス製レーシングスーツを強く推奨します）
4. レーシングシューズまたはスポーツシューズ（ペダルの感触が取れる物）
5. ハンスの装着を強く推奨する。

第 4 条 車両検査

参加車両は必ずタイムスケジュールに示された時間内に車両の検査を受けること。

1. 各ピットにて出張車検を行う。（状況によっては個別で車検場にて車検を行う場合がある）
2. ドライバー全員の装備（ヘルメット、グローブ、シューズ）及び第 3 章ピット規定に定める金属携行缶、消火器の検査を受けてください。車検合格シールの貼付されていない金属携行缶は使用できません。
3. N クラスは使用タイヤのマーキングを行います。
4. 車検を受けない車両及び合格しない車両は出走できない。

第 2 章 レース 規 定

第 1 条 ブリーフィング

ブリーフィング（競技に関する要領説明）を行う場合は、チームの監督もしくはドライバーが必ず出席しなければならない。欠席した場合、罰則が科せられる場合がある。

第 2 条 走行

1. ドライバーは、P.27～28 に記載されている信号旗（フラッグ）の意味を十分に理解し、それに従わなければならない。
2. 走行中、運転席側のサイドウィンドウの開度は特に問わないが、安全を考慮して半開までとする。
3. コース上では、安全な場所への移動および再スタートのための方向転回等やむを得ない場合を除き進行方向に対し逆方向に走行すること（逆走）は禁止される。

※ピットエリアについては第 3 章第 2 条 9) に従うこと。

4. コース上で車両を停止する場合は、できる限り車両をグリーンの安全な場所に停めること。
5. ピット以外での修理及び調整
 - 1) コース上で車両のチェック、修理を行う場合は周囲の状況に十分に注意して下さい。
 - 2) コース上での修理及び調整等はドライバー自身が行い、車載搭載の工具を使用し、外からの援助は一切禁止する。但し作業が危険と判断された場合はオフィシャルの指示により中止させる場合がある。
6. 速度差のある追い越しについて
 - 1) 速度の遅い（追い越されようとしている）車両は、原則として自己の走行ラインを走行すること。追い越しをする車両は、そのことを承知した上で安全に追い越さなければならない。
 - 2) 青旗または目視（バックミラー）にて後方より速い車両が近づいていることに気が付き、走行ラインを譲る場合は、車両を寄せる方向へ方向指示機を点灯させてラインを外すこと。
 - 3) ホームストレート、コーナーへの進入において追い越しをしようと前車に並ぼうとする時は、バック・サイドミラーを十分に確認し、自分が追い越されそうになっていないかを確認してから追い越し行為を開始すること。
7. 次のような危険な運転を行わないこと。
 - 1) 衝突。
 - 2) 他の車両をコースアウトさせる行為。
 - 3) 他の車両による正当な追い越し行為の妨害。
 - 4) 追い越し最中に他の車両を不当に妨害。

- 5) トラブル等により停車する時に安全な位置に停車する努力をせずに危険な状況が発生。
8. レースディレクターがライト点灯を必要と判断した場合“、Light on”と書かれたボードをコントロールラインで提示する。
- 1) 前照灯、車幅灯を点灯すること。
- 2) 正常に点灯されていない場合は、オレンジ色の円形のある黒旗が提示される。
- ※正常作動確認後、レースに復帰できる。
- 3) 前照灯、車幅灯を点灯しない車両、正常に作動しない車両は、レースから除外される。

第3条 予選

1. タイムスケジュールに示された時間によりタイムトライアルを行いスターティンググリッドを決定する。
- 1) ベストタイムの速いチームを上位とする。
- 2) 同タイムの場合は、先に記録したチームを上位とする。
2. 総合のトップタイムの 140%、または同一クラスのトップタイムの 110% を予選通過参考タイムとする。
- ※レーススタートを許可した場合でも、レースディレクターまたは競技長が危険と判断した場合は、レースから除外する場合がある。この判定に対する抗議は受け付けない。

第4条 決勝レース・スタート手順

1. スタート方式はローリングスタートとする。
- グリッドは 2 列とし、スタート合図は灯火信号または信号旗とする。
2. グリッド整列のためにピット出口が開放されてより（ピット出口の緑灯点灯）約 10 分後に閉鎖（赤灯点灯）される。以降、ピットまたは、ピットロードにいる車両はピットスタートとなる。
- 1) ピットスタートする車両はピットまたはピット出口で待機し、レーススタート合図後、トラック上の全車両がピット出口横を通過した後、ピット出口の信号の緑灯点灯を合図にコースインすることができる。
- ※ローリングラップには参加できない。
- 2) 第 8 章 車両規定第 3 条 6. 10) のハンディキャップを適用される車両は、自己のピット前で待機すること。
- ※待機時間はスタート合図後、6 時間レース：5 分、12 時間レース：10 分とする。
- ①事前申告により、次を条件にレース中に同時間のピットストップを許可する場合がある。

②フルコースイエローまたはセーフティーカー導入中はハンディキャップ消化の為のピットインは認めない。

③ハンディキャップ消化中にフルコースイエローまたはセーフティーカーが導入された場合は、別途競技結果に周回減算またはタイム加算のハンディキャップが科される場合がある。

④ハンディキャップ消化中は、一切の作業ができない。

3. ローリングラップ開始は、5分前、3分前、1分前、および 30 秒前を表記したボードで表示される。

1) 5分前・・・カウントダウン開始

この時点までにグリッドに着けなかった車両は、グリッド後方、またはピットスタートを指示される場合がある。

2) 3分前・・・メカニック、ピットクルー退去

グリッド上での全ての作業は禁止される。

3) 1分前・・・エンジン始動

エンジンが始動しない場合、窓から手を挙げ（オープンカーは頭上でも可）、その旨を後続車両に知らせる。この場合、スタートディレイ、または通常にローリングラップが開始される。

・スタートディレイの場合、原因を作った車両は、ピットに移動し、ピットスタートとなる。

・ローリングラップを開始した場合、スターティンググリッドの全車が当該車両の横を通過後、数回の押しがけを試みることができる。エンジンが始動し、ローリングラップに加わる時は、元のポジションに戻ることはできず、最後列後方に位置すること。始動しない場合は、ピットロードへ押し戻される。

4) 30 秒前

30 秒後にローリングラップが開始となる。

①先導するセーフティーカーの回転灯が消灯している場合、ローリングラップは 1 周とする。

※ローリングラップ中にスタートできないトラブルが発生した場合、セーフティーカーは回転灯を点灯して先導を続ける。この場合、2 周目のスタートライン／コントロールラインを通過した時点でスタートしたものとする。

②先導するセーフティーカーの回転灯が点灯している場合、セーフティーカースタートする。

この場合、ローリングラップ開始の合図がレーススタート合図となる。

③①※の再スタートおよび②のスタートは、第 4 章フルコースイエロー（F C Y）規定およびセーフティーカー（S C）規定および運用手順によるものとする。

- 5) ローリングラップ中、前車との距離は 100R 以降 3 車身以内であること。意識的に間隔を空けていると判定された場合は再スタート後に“STOP&GO”の罰則を科すものとする。
- 6) 10 番ポスト通過後、最前列（フロントロー）の 2 台は隊列を整える義務を要する。
- ※ 1 フロントロー 2 台（特にポールシッター）は、2 列目のポジションをバックミラーで確認してください。セーフティーカーとの位置関係ではなく隊列優先です。
- ※ 2 隊列とは、スターティンググリッド形状のことを言う。
- 7) 10 番ポストを過ぎて隊列の速度について行けない右列の車両は、右ウインカーを点滅させ隊列の右側へ、左列の車両は左ウインカーを点滅させ隊列の左側へ避け後続車の隊列維持の妨害をしないこと。前方に隊列を離れた車両がいた場合でも後続車両は自己のグリッドポジションを維持すること。
- 8) セーフティーカーがトラックを離れた後、スタート合図まで加速は禁止され、フロントローの 2 台はセーフティーカーの速度を維持する。
- ※ 3 速度を維持とは加速をしないということです。隊列の状況においては必要に応じて減速してください。
- 9) スタート合図は、赤灯消灯または／かつスタート信号旗（日章旗または緑旗）を振動表示する。
- ※無線を使用しているチームは、無線での指示でスタート加速することなく、ドライバーが合図を目視してからスタートすること。
- 10) スタート合図後、スタートライン／コントロールラインまで追い抜きは禁止される。
- 11) 反則スタート
- ①スタート手順にドライバー、メカニック等（チーム）に違反があった場合、スタートドライバーに罰則が科される。
- ②スタート合図前に加速・追い抜きがあった場合、罰則が科される。

第 5 条 レースの終了

1. 発表されたスタート時刻から所定のレース時間経過後、レースリーダーがフィニッシュライン通過時にチェッカーフラッグが振られ、レース終了となる。
2. 誤って時間経過前にチェッカーフラッグが掲示された場合は、その時点で終了したものとする。
3. 遅延して提示された場合は、正規の時間に戻って終了したものとする。
4. チェッカーフラッグは、レースリーダーに提示されてから最長 4 分間提示される。
5. レースが中断された場合は、第 7 章レースの中断による。

第6条 順位の決定

1. 完走チームで所定の時間に周回数の多いものが上位となる。
※ 完走とは、各クラスのレースリーダーの 2/3 以上を走行し、コース上でチェッカーフラッグを受けることをいう。（チェッカーフラッグ提示後、ピットロードでフィニッシュラインを通過した場合は、周回数はカウントするが、チェッカーフラッグを受けたとは認めない。）
2. 完走チームに続いて未完走チームで周回数が多いものが上位となる。
3. 周回数が同じ場合、フィニッシュライン / コントロールライン通過順とする。
4. 周回数減算の罰則が科されて同周回数となった場合は、減算前の周回数の多いものを上位とする。
5. レースが中断された場合は第 7 章 4.レースの中断による。

第 3 章 ピ ッ ト 規 定

第1条 ピット割当て及び注意事項

1. 主催者にてピット指定を行う。できる限りの配慮はするが、ご要望にお応えできない場合もある。
2. 必ず指定されたピットを使用すること。
3. ピットの変更についてはチーム同士の合意と主催者の許可を必要とする。無許可で変更した場合は、レース除外または退場までの罰則を科す場合がある。
4. 作業に適した服装で作業を行うこと。
※1 長袖、長ズボンを強く推奨する。
※2 つっかけ履き、サンダル、ヒールでの作業は禁止。
5. ピットには、給油の際に義務付けられた、薬剤質量 2.5kg 以上（能力単位 B-7 以上が望ましい）の消火器を常備しなければならない。
6. ピット内に燃料を貯蔵する場合は、100ℓ 未満とし、通気性の良い場所で、容易に転倒又は落下しない場所に置くこと。この場合、貯蔵燃料用に能力単位 A-3 以上で内容量 3.0kg 以上の消火器（ABC タイプの場合 10 型以上）を更に 1 本（計 2 本）以上配備しなければならない。
7. ピット内、作業エリア、ピットロード及びパドックは火気厳禁。
※ 3 電子タバコも禁止。喫煙は喫煙所（レストラン横）にて行うこと。
※ 4 バーベキュー等火気の使用はピット裏にテントを張りチーム責任者の元燃料貯蔵エリアから十分に距離をとること。タイヤサービスガレージ前で行うことを強く推奨する。
8. ピットの電気使用容量（アンペア）にあまり余裕がありません。電気使用量の多いチームは発電機を持参すること。但し、燃料貯蔵（隣接ピットを含む）エリアからは、十分に距離をとること。

【単位の確認方法】



消火器（住宅用消火器以外）本体の表示で確認します。

例として、右の写真の消火器は、「ABC粉末消火器10型」と呼ばれているものです。

- ・「ABC」とは、
「A火災＝普通火災」
「B火災＝油火災」
「C火災＝電気火災」

に対応する消火器ということを表しています。

- ・「粉末」とは、粉末消火薬剤を使用していることを表しています。

・「10型」とは、A火災とB火災の能力単位の合計数で、消火器の消火能力の大きさを表しています。

②「能力単位 A-3・B-7・C」と書かれています。つまり、

- ・ A火災=普通火災に対する能力単位＝3
- ・ B火災=油火災 に対する能力単位＝7
(数値が大きい＝消火能力が大きい、
という意味です。)
- ・ C火災=電気火災に対応する。
(C火災には能力単位はありません)

③ これで、「ABC粉末消火器10型」のA火災に対する能力単位は、「3」であることが分かります。

※消火器の種類、大きさにより能力単位は異なります。必ず実際の消火器で確認してください。

第2条 ピット作業

- 1) ピット作業とは、自己のピット作業エリアに侵入するところから走行（加速）レーンに出るところまでを言う。
 - 2) ピットインする車両は、後続車両に十分注意を払いながら 9 ポスト前方の“P”看板からトラックの右（ピットロード入口）側を走行すること。
 - 3) ピットインは 12 ポスト前方のピットロード入口からピットインすること。ホワイトラインを横切ことは厳禁とする。
 - 4) ピットロード入口を通り過ぎた後にトラブル等で走行続行ができないと判断した場合、ホームストレート右側を走行し、ピット出口にてオフィシャルの指示の下、エンジン停止後、手押しにて自己のピットへ押し戻すことができる。
- ※ピットロードを押し戻さず No.1 ピット前方のゲートよりパドックへ移動した場合、リタイヤとみなされる場合がある。オフィシャルの許可なくパドック経由でピットガレージまたはコースインゲートから再スタートした場合、失格までの罰則が科せられる。
- 5) ピットロードは、ピットインする車両が優先され、ピットアウトする車両はそれを妨げてはならない。
 - 6) ピットロードの制限速度は 40km/h 以下とする。
 - 7) ピットクルーは、ピットインした車両が安全に作業エリアに停車できるよう誘導すること。
 - 8) 作業を行う場合は、自己のピットにできるだけ寄せて行うこと。時間が掛かるとされる整備・修理についてはオフィシャルに許可を得たのちパドックで行ってください。
 - 9) ピットエリアでのリバースギアの使用は禁止される。自己のピットエリアを通り過ぎてしまったため作業エリアに戻す際や整備のためピットガレージ内に移動する際はエンジンを停止後、手押しにて行うこと。
 - 10) 重作業の場合、技術委員の作業中の立合いまたは、コースイン時に車両検査を義務付ける場合がある。
 - 11) 作業人数の制限はしないが、参加申し込みに登録されているチーム員（ドライバー及びメカニック）のみとする。
 - 12) ドライバー交代を含み整備・修理作業中はエンジンを止めること。

※ 5 エンジン調整時を除く。

- 13) タイヤ交換、燃料補給、その他作業を伴うピットインに際し、使用するタイヤ、ジャッキ、金属携行缶、消火器、その他工具・部品等は「インラップ」に入ってから作業エリアに準備することができる。
- ※ 6 隣接ピットを使用する車両のピットイン・アウトを妨害しないこと。
- ※ 7 金属携行缶、消火器はピット際までとする。
- 14) 作業エリアにそれらを事前に準備した場合、最低 1 名のピットクルーが側に立たなければならない。
- ※ 8 ピットイン・アウトするドライバーはピットクルーの立っている隣接ピットの作業エリアを通過できないことを承知していなければならない。
- 15) ピットでのエンジン押し掛けは禁止。
- 16) ピットアウトする際、ピットクルーが安全に走行レーンに誘導すること。
- ※ 9 ピットイン車両が優先されることを忘れずに！
- 17) トラックへの合流（コースイン）は、ピット出口の信号が緑灯点灯または消灯している時、もしくはオフィシャルの指示があった時のみできる。
- 18) コースインさせたチームは「アウトラップ中」に作業エリアを片付けること。

第 3 条 給油作業

- 1) 給油作業とは、給油口の蓋を開けるまたは金属携行缶を構える（持つ）ことから開始したものとし、給油口の蓋を閉めた時を終了とする。
- ※ 安全タンク装着車で給油の際にトランクまたはハッチバック等を開けて行う車両については、トランク及びハッチバックを給油口の蓋とみなす。
- 2) ジャッキアップしながらの給油は禁止。
- 3) 給油中は、ドライバー交代を含め、全ての作業を禁止する。給油中禁止される「作業」とは、
- ① 車両に触れる行為。
- 次の行為は車両に触れないことを条件に認められる。
- ※ 10 ラジエーターやブレーキにエアーを吹きかける行為。
- ※ 11 タイヤ交換の準備、工具等片付け。
- ② ドライバー乗降。
- ③ メカニック及び降りているドライバーの体の一部が車両内に入る行為。



- ④ 乗車中のドライバーが他から援助を受けずに自身で行うシートベルト調整、ヘルメット脱着は作業とはみなさない。
- ⑤ 車両下部への工具(ジャッキ等)の挿入は、工具が車両に触れていなくても同時作業とみなす。
- ⑥ 他の作業開始後、作業を中断しての給油も同時作業とみなす。

※ピットインの際、ジャッキ作業のためにスペーサー（スロープ板等）の上に車両を乗せて停車することを除く。

4) 給油方法

- ① 給油前にアースをとることを強く推奨する。
- ② 給油中は最低 1 名が噴射口を車両の給油口に向けた消火器を持ち、万が一の発火に備えること。
- ③ 給油及び消火作業員は、耐火グローブ、フルフェースヘルメットかバラクラバ、及びつなぎ（ノーマックス製を強く推奨します）を着用すること。

※12 自身の身を守るための規則です。安全なレース開催にご理解とご協力をお願いします。やむを得ない場合は、長袖で難燃性の生地のを着用してください。

- ④ 給油は市販の危険物保安技術協会の性能試験確認を受けた 20ℓ 以下の金属製携行缶を使用して行うこと。
 - ⑤ 使用できる金属携行缶は 4 個まで（合計 100ℓ 未満）とし、公式車検で合格シールを貼付されたもののみ使用することができる。
 - ⑥ 給油時に使用できる金属携行缶は 1 個までとする。
 - ⑦ 複数の金属携行缶を使用する場合、ピット作業エリアに準備できる金属携行缶は 1 個までとし、1 個目の給油が終わってから 2 個目の金属携行缶をピットから作業エリアに出すこと。3 個以降も同様とする。給油口の取付位置（左右）によるハンディキャップは考慮しないものとする。
- ※ 13 **ホース口径の変更を含め、いかなる改造も禁止する。**
- ※ 14 バルブの追加取付は認められる。
- ⑧ 加圧による給油は禁止する。
 - ⑨ 給油タワーの設置は禁止する。

5) 不意に燃料が流出したりこぼれた場合は迅速に拭き取ること。

第4条 その他

- 1) 違反と疑われる紛らわしい行為、疑わしい行為は行わないよう注意する。
- 2) ピットを他チームと共用されるチームにあつては、お互いに理解・協力し合うこと。
- 3) レース終了後、使用したピットは清掃し、忘れ物等無いよう確認をする

第 4 章 フルコースイエロー(FCY)規定およびセーフティーカー(SC)規定

第1条 フルコースイエロー (FCY) 規定

1. レースディレクターは、レース中、セーフティーカー (SC) を導入するまでもないが、安全上の理由で必要であると判断した場合は、フルコースイエロー (FCY) を導入することができる。
2. 全てのマーシャルポストでは FCY ボードが提示される。この時点より追い越し禁止となり、ドライバーは速度維持に備える。
3. FCY ボード提示後、黄旗の振動表示がなされ、車両は安全な速度 (約 60km/h) に減速し、1 列縦隊に整列し、前後の車両間隔を維持する。 FCY 導入中は、追い越しは厳禁とされる。FCY が導入されている間に、不要に遅く、一定しない動き、あるいはその他のドライバーに危険を及ぼす恐れがあるような方法で運転されている車両はペナルティーの対象となる場合がある。これは、そのような車両が走路にある時、ピット入口にある時あるいはピットレーン出口にある場合にも適用される。
※ 1 SC 導入時とは違い、FCY 導入時点で約 60km/h に減速します。レース中の車両の間隔は保たなくてはなりません。前車がスロー走行 (60km/h 未満) でない限り間隔を詰めることはできません。
4. FCY の間、ピットレーンの出入口は開放されたままとする。
5. 問題が解決したならば、レースディレクターは全てのマーシャルポストの FCY ボードと黄旗を緑旗の振動表示に変える。レースおよび追い越しは、制約を受けることなく、車両同士の位置関係やラインに対する車両の位置に関わりなく、通常に再開される。
※ 2 コントロールラインおよび、マーシャルポストの緑旗の表示と同時にレース再開となり追い越し可能となります。
6. FCY 導入後に必要な場合には、SC の介入がなされる場合がある。
※ 3 この場合、SC がコースインし、FCY は SC ボードに切り替わる。SC 規定に従い前車との間隔を詰めて SC に追従した一列走行をすること。

7.ペナルティーボードを提示されたドライバーがペナルティーを消化する前にFCYが導入された場合、再スタート後にペナルティーを消化するものとする。

FCY 導入中ペナルティーボードは提示しない。(3 周ルールは提示周回とする。)既にピットロードに進入していた場合はペナルティーストップを消化できるが、競技結果にタイム加算のペナルティーが加えられる場合がある。タイム加算の裁量はレースディレクターの決定による。

8.FCY 導入に際し、発生した不利益は考慮されない。

第2条 セーフティーカー (SC) 規定

1.重大事故(オイル、砂利・泥等によるトラック汚れを含む)等発生で、その処理に際し、走行ラインが確保でき、赤旗で走行を止める必要は無いが非競技化(フルコースコーション)する必要があると判断した場合、レースディレクターの決定により SC を導入することができる。

2.レースディレクターが SC 導入を決定したら、各マーシャルポストでは、黄旗および SC ボードを表示し、トラック上に SC が介入したことをドライバーに知らせる。

3.SC は、オレンジ色の回転灯／フラッシュライトを装備した車両で介入中は点灯する。

4.ドライバーは、SC および他の競技車両を追い抜いてはならない。トラック上のいかなる危険も回避できる速度に減速して走行すること。

5.SC は、原則としてレースリーダーの直前にコースインするが、緊急性を有する場合は、その位置に関係なく介入する場合がある。

この場合、SC 車両の緑灯を点灯することによって、SC 直後のドライバーに SC を追い抜いて良いことを知らせる。SC とレースリーダーとの間にいるドライバーは、この合図で 1 台ずつ SC を追い抜いて SC に続く隊列の後方へ着くこと。この際、十分に安全な速度で走行すること。

6.SC は、原則として全ての車両が、後方について走行するまで遂行する。

ピットロード走行中およびピットストップ中の車両を除く。

7.SC は必要に応じてトラック上に停止する場合がある。SC に追従する車両は追突に注意し、SC 後方に一列に停車すること。

8.SC はホームストレートが閉塞されていたり、導入の原因解消に時間が掛かりそうな場合、ピットロードを通過したり、ピットロードまたはホームストレートに停止する場合がある。

※1 停止する場合、各自のピットへ戻ることができる。

※2 SC の後方に停車した車両のドライバーは指示がない場合、車両から離れることは禁止される。

※3 SC が走行を再開した際、ピットに戻った車両は、SC に続く車両がピットを出た後に 1 コーナ
ー側ピットを使用する車両から隊列の最後尾に着くこと。不公平の生じは考慮されず列への割り
込みは禁止される。

1) SC 導入中、ピットロードを通過又は、ピットロードで停止する場合

①ピットロード入口付近で  ボードを表示します。

②ピットロードはできるだけサインエリア寄りを走行すること。

ピットインする車両は先導されている車両を妨害しないこと。

ピットアウトする車両は、先導車列通過後にコースインすること。

2) SC 導入中、ホームストレートまたはピットロードで停止する場合、停止する前周に

全ポスト黄旗をレッドクロス旗  に変更して、表示します。

①ホームストレートで停止後にピットへ車両を移動することはできません。

②停止していても SC 導入(レース続行)中なので SC 導入中の規制に従うこと。

③停止時間が長くなる場合は、エンジン停止及びドライバー降車を許可する合図を出します。

合図まではすぐに走行できる体制でいること。ドライバー降車を許可した後、再スタートの時
刻が決定次第お知らせします。準備が遅れスタートが遅延となった場合は罰則が科せられます。

※SC 導入中、メカニックはコース上に入れません。シートベルトをドライバー自身で装着
出来ない場合、降車しないか、ピットインを選んで下さい。

④ピットロードで停止の場合、サインエリア寄りに停車し、ピットへ戻る車両の通路確保をお願
いします。走行再開時ピットアウトする車両は先導車列全車がコースイン後に 1 ピット側の車
両からコースインすること。この際発生する不利益は考慮されない。

9. トラックの処理が終了し、再スタートが決定した場合、SC に続くドライバーが確認できる場所で
回転灯／フラッシュライトを消灯する。

10. ドライバーは、再スタートの準備をする。

11. SC がピットロードに入った時点ですべてのマーシャルポストは、黄旗と SC ボードを緑旗の振動
表示に変える。緑旗の表示を再スタートの合図とする。

※4 再スタート時のスタートラインは、コントロールラインではなく、各マーシャルポストの緑旗の
表示時に走行している場所となる。

12. SC 介入中にピットインすることができる。ただし、トラックへの合流(コースイン)は、ピット出
口の信号が緑灯点灯または消灯している時、もしくはオフィシャルの指示があった時のみとする。

SC ならびに後に続く隊列がホームストレートからピット出口を通過中は、コースインすることとはできず、ピット出口で待機する。この際に生じた不利益は、考慮されない。

13. SC 介入中の周回はレース周回に加算される。

14. SC 先導に続く車両は、前車と大きく間隔を空けたり、隊列を乱す行為（走行）をした場合は、罰則を科す場合がある。

15. ペナルティーボードを提示されたドライバーが、ペナルティーを消化する前に SC が導入された場合、再スタート後にペナルティーを消化するものとする。

SC 導入中は、ペナルティーボードは提示しない。（3 周ルールは、提示周回とする）既にピットロードに進入していた場合は、ペナルティーストップを消化できるが、競技結果へタイム加算のペナルティーが加えられる場合がある。タイム加算の裁量はレースディレクターの決定による。

16. SC 先導のまま、赤旗および／または、チェッカー旗（規定周回／時間終了）でレースが終了する場合がある。

17. SC 導入に際し、不利益が発生した場合でも考慮されないものとする。

18. セーフティーカースタートローリングラップはなくなり SC 先導走行開始と同時にレーススタートとなる。この場合マーシャルポストでは SC ボードが表示され、セーフティーカー導入時の手順によって競技開始となる。

第 5 章 T カ ー 規 定

1. T カー（予備車両）の登録を、次の条件で認める。

- 1) 同一クラスの車両であること。
- 2) 第 1 章第 4 条の車両検査を受けること。

2. 予選開始後、決勝レーススタート後に追加登録及び出走を認める。

- 1) 同一クラスの車両であること。
- 2) その旨を事務局に申し出て車両検査を受け合格すること。

3. T カー使用（車両交換）時は、必ずオフィシャルに申し出ること。

4. T カーを使用（車両交換）した場合は、その度に 5 周減算のペナルティーが科せられる。

第 6 章 救 済 処 置 規 定

1.車両回収

コース上に停止車両がある場合、約 2 時間ごとにセーフティーカーまたはフルコースイエローを導入して復帰できない競技車の救済を行う。但しレースディレクターまたは競技長が競技上危険だと判断した場合は、その時間に関係なくフルコースイエローまたは、セーフティーカーを導入して停止車両の移動を行う場合がある。

※1 この際発生する時間的不利益は、競技結果に考慮されない。

※2 救済措置を利用する為に、故意に危険箇所へ車両を停止したと判定された場合、罰則を科す場合がある。

2.救援行為

ピット入口計時用アーチから自己のピット、ピット出口から自己のピットにおいては、オフィシャルの指示／許可のもと車両を押してピットへ戻す事が出来る。

※3 この行為も救済措置とみなす。

3.救済された車両は安全の為に救済後必ずピットに戻り車両の点検を行うこと。

※4 技術委員長の判断で再スタートを認めない場合がある。

4.救済を受けた車両は 1 回ごとに 3 周減算のペナルティーとする。但し、再スタートをしない（リタイア）場合は、この限りではない。

第 7 章 レースの中断

1.競技の続行が不可能と判断された場合、競技を中断する場合がある。その場合全マーシャルポストにて赤旗が振動表示される。

2.コース上の車両は危険を回避できる速度に落とし、自己のピットに戻らなければならない。また、赤旗が提示された時点で全てのピット作業は中断し、オフィシャルからの指示があるまで作業は禁止される。

3.再スタートの方法

1) 次のいずれかとする。

①ローリングスタート

②セーフティーカースタート

③スタンディングスタート

2) 再スタートのスターティンググリッドは、次のいずれかとする。

①中断された直前までの順位

②直前のヒートの順位(3 ヒート以降の場合のみ)

③中断された時点のコントロールライン通過順

④予選結果

⑤その他、レースディレクターまたは、競技長の決定による。

4. 順位の決定

1) 再スタートを行わない場合

①赤旗が表示された時点でコース上を走行している全ての競技者がレース状態でコントロールラインを通過した時の計時結果に基づき、周回数の多い者が上位となる。

②周回数が同じ場合は、コントロールライン通過順とする。

③赤旗表示前にリタイヤ届を提出していた場合、リタイヤ迄の周回数は有効として順位を決定する。

2) 多数のヒートに分かれてレースが行われた場合

①各ヒートの走行周回数を合算し、周回数の多い者が上位となる。

②周回数が同じ場合は、フィニッシュ／コントロールライン通過順とする。

5. レースの成立は、次のように定める

1) 赤旗表示時点でトラックを走行する全ての競技者が 1 周を終了していない場合、最初のスタートは無かったものとし、スタートをやり直す。

2) 1) 以外の場合は、レースディレクターまたは競技長の決定によって次の通りとする。

①ヒートレースとして再スタート。この場合、ヒートの数の制限は定めない。

②レースは、成立とし、再スタートは行わない場合、原則としてコントロールラインでは、チェッカーフラッグも併用して表示される。

3) 中断時間は、レース時間に含まれるものとし、スタート後、所定の時間が経過した時点でレース終了とする。

4) 1) 2) の場合において再スタート後のレース時間を短縮する場合がある。

第 8 章 車両規定

全ての規定、保安部品装置等は、車検合格からレース終了までその機能、性能を保持されていなければならない。

第 1 条 総合仕様

車両は、一般市販されている量産型車両、またはそれをベースとした改造車としそれぞれ改造の度合いによりクラス分けされるものである。

参加車両はクラスの別無く下記の項目を満たすものとする。

1. ブローバイホース処理は確実に行うこと。(ブローバイガスを再吸入させるか、下記容量のオイルキャッチタンクを取り付けること)

2000cc 以下……2L 2001cc 以上……3L

2. 外部に露出したライト、レンズ類はすべて飛散防止処置（テーピング等）をすること。
3. 牽引用フックは純正のものが使用できない場合は必ず、フロント・リアに強度が十分なものを取り付けること。
4. 4 点式以上のシートベルトを取り付けること。
5. レース用のバケットシートの取り付けを認める。また、助手席、リアシートの取り外しを認める。
6. マフラーは、車体の輪郭より突き出してはならない。

側方排気の場合はホイールベースの中間点より後方にあること。

7. ワイパー、前照灯、車幅灯、方向指示機は確実に作動しなければならない。

※前照灯、車幅灯、方向指示機は左右の一方だけでも作動しない場合、オレンジ色の円形のある黒旗が提示される。

8. タイヤはステアリングを左右いっぱいに変化した場合でも車体のいかなる部分とも接触しないこと。
9. 出場する全車両は必ずボックスタイプで 4 点式以上のロールケージが装着されていなければならない。なお、アルミ素材は不可。

※純正ファッションカバーはロールケージとはみなさない。

10. 片側 2 輪のタイヤの空気が抜けた場合でも、車両のいかなる部分とも接地してはならない。
11. いかなる車両も原則として純正品単体以外の複数の燃料タンク積載は認めない。
12. バッテリー及びコイルの+B 端子は絶縁カバーで覆うこと。
13. 空力付加物（エアロパーツ等）は全高・全幅・全長を超えない範囲で自由。
14. 通信装置（トランシーバー等）は出力 5 W 以下なら認める。
15. ワイヤロックについて

ワイヤーロックを義務付ける

- ① オイルレベルゲージ

- ②オイルフィルターキャップ
- ③オイルエレメント
- ④オイルドレンボルト

16. マフラーは消音効果のあるサイレンサー（消音器）を必ず装着しなければならない。

第2条 Nクラス細則

一般車両の公道車検に合格したナンバー付き車両で総合仕様に適合していることを条件に安全のため競技車両に以下の部品交換が許されるが、その他の変更・改造は認めない。

1. エンジン及び吸気関係

いずれもノーマルであること。

2. ブレーキ

レーキパッド・ブレーキホースの変更、ブレーキオイル・空気によるクーリングシステム

3. サスペンション

ショックアブソーバー、スプリング、スタビライザー

4. シート

レーシングシート

5. シートベルト

競技用シートベルト

6. マフラー及びマニホールド

競技用マフラーの装着を認める。但しサーキットの音量規定（120db）を超えない物とする。（触媒装着が望ましい）

7. ステアリング

競技用のものに変更可。ただしホーンボタンが存在するもの。（ホーンが作動しなければ不可）

8. タイヤ

使用タイヤは市販のラジアルタイヤとし、公道での使用を目的として製造されたものとする。

①次のタイヤは使用禁止とする。（令和7年6月1日現在）

メーカー	ブランド	名 称
ブリヂストン	POTENZA	RE-12D、RE-07D、 RE-11S
横浜ゴム	ADVAN	A08B、A021R、A032R、 A048、A050
住友ゴム工業	DIREZZA	02G、03G、D93J、94R、 802～10
	FORMULA-R	D1JS、D98J
トーヨータイヤ	PROXES	R888R R1R
柴田自動車	RYDANZ	R03RS、R33RS
日本グッドイヤー	EAGLE	RS SPORT V3

メーカー	ブランド	名 称
ピレリ	P ZERO	TROFEO R
クムホ	ECSTA	V710
ナンカン	Sportnex	AR-1、CR-S
ネクセンタイヤ	N FERA	SUR4G、SportsR
ハンコック	Ventus	Z214、TD Z221、 R-S4 Z232
フェデラル	595	RS-RR、RS-R、FZ-201
アキレス	ATR	SPORT123、 ATR-K SPORT
フージャー	DOT ラジアル	A6～7、R6～7

※ラリー競技タイヤやジムカーナタイヤは使用できない。

※タイヤについては各メーカーの HP 等で確認すること。

※ストリート規格で車検（自動車検査登録制度）で合格したタイヤであっても大会に参加できない場合もある。

② ①以外でも次の条件を満たさないものは使用できない。

- ・ タイヤに1周つながるタテ溝が 1 本以上あること。
- ・ 必要な排水性能を有すること。
- ・ レース終了時、溝が残っていること。

③ホイールアーチのいかなる部分とも接触しないこと。

9.ペダル

変更可

10.内張り

取り外し自由、但し突起物と認められるものに対しては安全対策を施すこと。

第3条 Bクラス細則

一般市販車両およびそれをベースとした改造車両で以下の改造が許される。

1.エンジン

以下の項目を満たしていれば改造は自由とする。

- ・ガソリンエンジンであること
- ・NA、ターボチャージャー、スーパーチャージャーのエンジンであること

2.クラッチ

自由

3.トランスミッション

自由

4.サスペンション

自由

5.ホイール、タイヤ

以下の項目を満たしていれば変更は自由

- ・一般市販のもの
- ・車体よりはみ出さないもの
- ・ホイールアーチのいかなる部分とも接触しないこと
- ・スリックタイヤの使用可

6.車体

1) 外部後方視界ミラー

車両の左右に各 1 個ずつで 90 cm²の反射面を有すること

2) 安全ベルト

競技用の安全ベルト（4 点式以上のもの）

3) シート

レーシングシートに変更できるが変更した場合は、ドライバーの頭部が保持され、ロールバーとヘッドレストの間に頭部が挟まらないように、専用のシートレールを用いボルトにて確実に固定すること。

4) ダッシュボード

変更、改造可

5) ドア

内張りはアルミニウム、複合素材に変更可（但し難燃材）。サイドウィンドウ巻上げ装置（レギュレーター）は本来の機能を損なってはならない。

6) ルーフ&床

内張りの変更は自由とする。サンルーフはルーフと同一の厚みを持つ金属板を、リベット留め又は溶接して一体化する事。

エンジンルームと車室内の隔壁を設置すること。

7) ペダル

変更可

8) ウィンドスクリーン

フロントは合わせガラス、他は変更可能。但し色付きの物ではなく車室内が完全に見えること。

9) バッテリー

数、容量及び取り付け位置は自由

- ・バッテリーをエンジンコンパートメント以外の場所に装着する場合は防漏、絶縁カバーと 2 個の金属性留め金を使用しボルト、ナットで車体にしっかりと固定しなければならない。
- ・運転席及び車外から操作できるサーキットブレーカ（主電源回路開閉装置）の装着が望ましい。

10) 燃料タンク

- ①総容量 100L までの安全タンクが使用できる。
- ②80L 以上の安全タンクを使用する車両には、第 2 章第 4 条 2.2) ※のハンディキャップが適用される。
- ③コレクタータンクは 4L までとする。
- ④燃料タンクの複数取り付けはみとめられない。
- ⑤燃料タンクは車室内に設置してはならない。
- ⑥防油・防災の隔壁が車室と燃料タンクの間に設置されなければならない。

11) 排気系統

排気系統は自由

- ・マフラー装着時に音量規制（120db）を超えてはならない。

12) ブレーキシステム

変更自由

第 9 章 罰 則

内 容 \ 罰 則		失 格	レース 除 外	罰 金	周 回 減 算	タイム 加 算	STOP & GO	訓 戒	
一 般 規 定 違 反		○	○				○	○	
レース規定違反		○	○	○	○	○	○	○	
ピット規定違反		○		○	○	○	○	○	
車両規定違反		○	○					○	
信号 旗 違 反	黄旗 (SC 介入中を含む)	○			5 周	○	○	○	※ 1
	黒旗、オレンジ色の円形のある黒旗	○	○		10 周	○			※ 2 ※ 3 ※ 4
	その他	○	○		○	○	○	○	
反則スタート		○			○	○	○		※ 5
救済 処置	第 6 章に定めるもの				3 周				※ 6
	T カー使用				5 周				※ 7
その他の規定違反		○	○	○	○		○	○	

- ※1 原則 5 周減算とする。
- ※2 3 周回のみ提示する。
 - ・ 3 回の提示を無視または見落とした場合、10 周減算とし、同一チームで再度行った場合は、失格とし、レースから除外される。
- ※3 黒旗に従わなかった場合、黒旗提示の原因となった違反に対して別途罰則が科せられる。
- ※4 オレンジ色の円形のある黒旗に従わなかった場合、原則失格とする。
- ※5 ピットクルーの違反を含む。原則ストップ＆ゴーを科す。
- ※6 救済処置後、再スタートをしない場合は科さない。
 - ・ 車両回収後、T カーにてスタートする場合は両方のペナルティーが科せられる。
- ※7 使用台数ではなく、車両交換毎に科せられる。
- ※8 レースディレクターは上表を基に裁量決定するが、状況により上表以外の罰則を科す場合がある。
- ※9 チームまたは、ドライバー毎に過去の違反経歴により裁量を決定する場合がある。

第 10 章 その他の事項

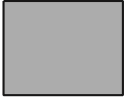
1. 消火器を必ずご準備下さい。過去の耐久レースで消火器のないチームが多くみられます。忘れたりした場合には、事務局にて貸し出ししますので必ずご準備下さい。(1 本 10,000 円) 火災に対しての最低限の対策ですので忘れずにご用意下さい。
2. 計測用の発信機の取り付け不備による脱落が発生しております。脱落してしまうと計測が出来なくなり結果が残りませんので、取扱いには責任をもって管理して下さい。尚、紛失の場合は実費 50,000 円をご請求させていただきます。ピット及びピット裏での火気の使用(バーベキューなど)は一切しないで下さい。ペナルティーを科します。 ※バーベキューを行う場合は指定の場所で行って下さい。
3. 参加台数がピット数以上となった場合、パドックにピットエリアを設ける場合があります。この場合の不利益は考慮しません。ドライバー交替・ガソリン補給は、ピットを使用している他チームの許可を得た後、ピットで行うことができます。

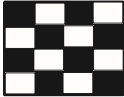
◆レース中断時対応表◆

状況		信号表示	ドライバー対応	ピット出口	スタート位置
スタート	ローリング	全ポスト 黄旗	ペースカー追従	信号に従う	スタート / コントロールライン
	セーフティーカー (SC)	全ポスト 黄旗 +SC	セーフティーカー追従	信号に従う	走行位置
再スタート (規制解除)	フルコースイエロー (FCY)	全ポスト 黄旗 +FCY	60km/h 走行 ポジション維持	常時開放	走行位置
	セーフティーカー (SC)	全ポスト 黄旗 +SC	セーフティーカー追従	信号に従う	走行位置
赤旗		全ポスト赤旗	自己のピットへ戻る全ての 作業禁止	赤灯	第 7 章 3. による

信号旗（フラッグ）の種類と意味

	意味	出されるケース	ドライバー対応
 黄旗	1 本の振動： 危険予告・危険信号 ・徐行・追い越し禁止	事故、コース上(グリーン含む)に停止したマシン、落下物等あり。 走行に危険がある。	ペースダウン 追い越し禁止 注意事項として 急ブレーキ禁止
	2 本の振動： コース上に重大な危険がある。 追い越し禁止	コース上にマシン。 ドライバー・オフィシャルによる処理中。 コース閉鎖状態	徐行、止まれる状態に スピードダウン。 追い越し禁止
 緑旗	すべて支障の無いことを示す。 黄旗規制区間の終わりを示す。	それまで出ていた合図の解除。タイムアタックの開始に出す場合もある。	競技続行
 赤旗	走行中断または中止。	大事故や天候の急変によりレースを中断する。	スピードダウンし、 自己のピットに帰還 ピット待機。

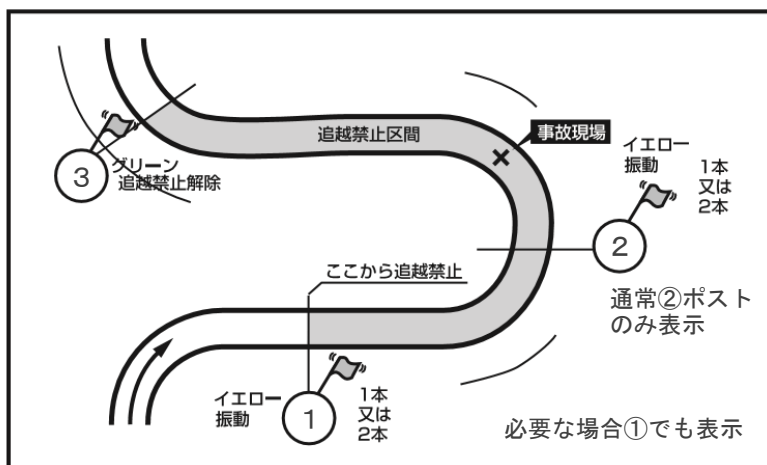
	意味	出されるケース	ドライバー対応
 白旗	旗の静止：予告 旗の振動：次のポストまでの間に出場車両以外の車両あり。	事故などでコース上に救急車、サービス車が出動している時。トラック上に低速走行車両がある時。 救急作業中。	前方注意
 オイル旗 (黄地に赤の縦縞)	トラックが前周よりも滑りやすい状態	トラック上に水・オイル・小さな部品(破片)・砂利・土等、急な降雨がある時。	前方注意
 “D”+車両番号	D+車両番号を表示	ドライビングスルーペナルティ	ピットロードを制限速度を厳守して通過する。FCY、SC 導入中は、消化したとみなされない。
 青旗	旗の静止：後方から、より速い者が周遅等に接近しつつある。 旗の振動：すぐ後方から、より速い者が接近し、追い越そうとしている。	周回遅れの者に対して、より速い者が接近している時。	指示された者は後方を充分に確認し、急な進路変更をせず安全に進路をゆずる。
 黒と白に斜めに2分割された旗	車両番号を白数字で表示した黒の表示板と同時に表示。	スポーツマン精神に反する行為をした場合。	走行注意
 オレンジ色の円形のある黒旗	車両番号を白数字で表示した黒の表示板と同時に表示。当該車両に機械的欠陥があるため、そのドライバー自身あるいは他のドライバーに危険をもたらすことを知らせる。	車両に機械的欠陥が出た場合。	ドライバーは次の周回時に自己のピットに戻らなければならない。

	意味	出されるケース	ドライバー対応
 黒旗	車両番号を白数字で表示した黒の表示板と同時に表示。罰則として、ドライブスルー・ストップアンドゴー・レース除外等が科せられる。	ドライバーが違反行為を行った場合。	ドライバーは次の周回時にピットに戻らなければならない。
 チェッカー	当該走行終了	当該走行終了時から完了まで、コントロールライン上で振動表示される。	コントロールライン通過後スピードダウンしてコースを1周の上コースアウトする。チェッカー後はすべて追い越し禁止となる。

黄旗の出され方

通常、危険箇所直前のマーシャルポストで表示される。

安全上事故現場手前の複数ポストで表示される場合がある。



スポーツ安全保険

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象

団体での活動中 加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

団体活動中への
往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

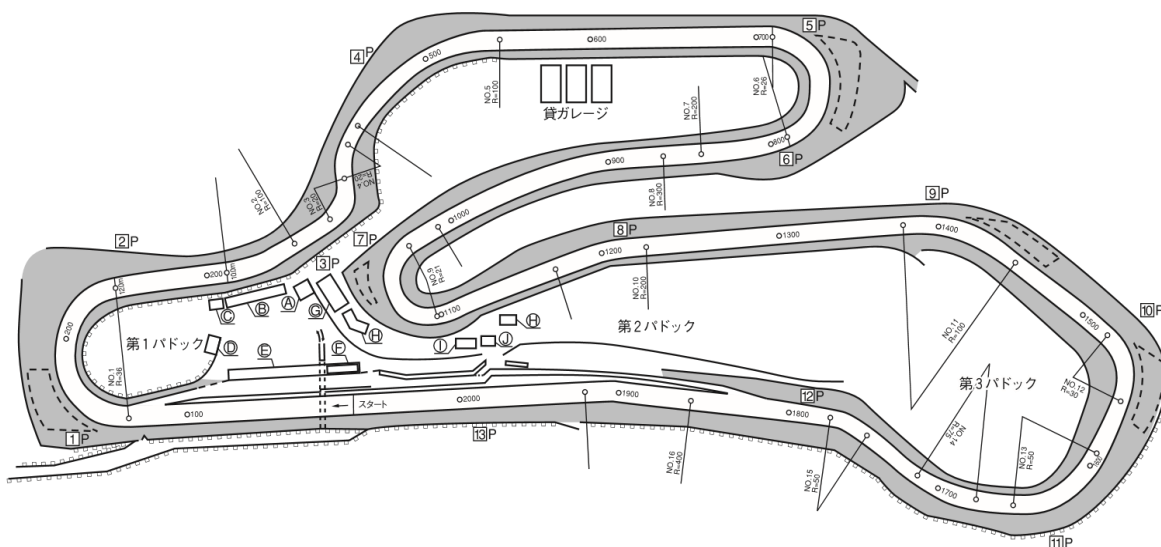
※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者のケガは傷害保険の対象となります。

保険対象年齢			64 歳以下 注 1	65 歳以上 注 1
年間掛金(1 人当たり)			1,850 円	1,200 円
傷害保険金額	死亡		2,000 万円	600 万円
	後遺障害(最高)		3,000 万円	900 万円
	事故の日からその日を 含めて180日以内	入院日額 (180 日程度)	4,000 円	1,800 円
		通院日額 (30 日程度)	1,500 円	1,000 円
賠償責任保険支払額限度額 (免責金額なし)			対人・対物賠償合算 1 事故 1 億円 ※自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象 とはなりません。	
突然死葬祭費用保険支払額限度			180 万円	

注 1 「令和 7 年 4 月 1 日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

東コース

JAF・MFJ公認コース



お申し込み・お問い合わせは

エビスサーキット

TEL.0243-24-2972

FAX.0243-24-2936

〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1番地

e-mail: info@ebisu-circuit.com

HP <http://www.EBISU-CIRCUIT.com>



令和 7 年 6 月 改訂

※変更は青字で表記